

# 岐阜市ジュニアリーダークラブ規約

## (名称)

第1条 このクラブは、岐阜市ジュニアリーダークラブという。

## (目的)

第2条 このクラブは、ジュニアリーダー相互の交流と各種研修を通して、リーダーとしての資質向上を図り、もって子ども会活動をはじめとした地域の行事に参加することで、地域社会との交流を深めることを目的とする。

## (組織)

第3条 このクラブは、岐阜市子ども会育成連合会（以下、「市子連」という。）に属し、前条の目的に賛同する以下の者によって組織する。

- (1) 岐阜市内に在住または在学する中学生並びに高校生
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市子連が認めた者
- このクラブは、各ブロックに分かれ組織するものとする。（以下、「ブロックジュニア」という。）

## (活動)

第4条 このクラブは、第2条に規定する目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 子ども会からの依頼によるインリーダーの指導援助及び活動支援
- (2) 地域の行事、共同募金等の社会奉仕活動
- (3) 会員の資質向上を図るために必要な研修

## (活動拠点)

第5条 ブロックジュニアは、各ブロックに設置された青少年会館を活動の拠点とする。

## (役員)

第6条 ブロックジュニアに、次の役員を置く。

- (1) ブロック会長 各ブロック1名
- (2) ブロック副会長 各ブロック若干名
- (3) ブロック書記 各ブロック若干名

## (役員の仕事)

第7条 ブロック会長は、ブロックジュニアを総括し、ブロックジュニアを代表する。  
ブロック副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
ブロック書記は、活動内容を記録する。

## (役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

## (会議)

第9条 ブロックジュニアは、会員相互の交流と資質向上のため、定例会及び臨時会を開催するものとする。定例会は、毎月開催し、臨時会は、必要に応じて開催する。ただし、特に事情があると認めるときは、定例会を中止することができる。

## (育成指導者)

第10条 このクラブに育成指導者を置く。

青少年育成市民会議ブロック事務局長、社会・青少年教育課 社会教育指導員、市内青少年会館ジュニアリーダー担当等が指導・育成に当たる。

育成指導者は、ブロックジュニアの運営及び活動全般について指導助言を行う。

## (活動経費)

第11条 このクラブの活動に必要な経費は、市子連会計に計上された年少指導者研修活動費をもって充てる。

ブロックジュニアの活動においては、ブロック子ども会育成会、地域からの援助を妨げない。

(庶務)

第 12 条 このクラブの庶務は、市子連事務局がある社会・青少年教育課において処理する。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、このクラブの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

改正 令和 2 年 4 月 1 日より、(組織) 第 3 条 組織について (2) を付加

改正 令和 2 年 4 月 1 日より、(庶務) 第 12 条 市子連事務局を変更

改正 令和 4 年 4 月 1 日より、(育成指導者) 第 10 条 育成指導者を変更